



飼い主の義務

狂犬病予防法により、犬の飼い主には、次のことが義務付けられています。

1. ワンちゃんを登録してください!!

- お住まいの市町村に飼い犬の登録が必要です。
- 引越したときや飼い犬が死亡したときには届出が必要です。



2. 鑑札を着けてください!!

- 登録の際に市町村から鑑札が交付されます。
- 飼い犬が迷子になった際の手がかりになるので、必ず着けてください。

3. 毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせてください!!

- 予防注射によって、愛犬が狂犬病にかかるのを防止でき、加えて人への感染を防ぐことができます。
- 予防注射を受けると、注射済票が交付されるので、飼い犬に必ず着けてください。
- 狂犬病は発症すると致死率 100%の恐ろしい病気です。我が国では撲滅されていますが、近隣諸国(ロシア、中国、韓国等)では発生が続いています。

